

彦根市宅地開発指導要綱新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条 - 第 5 条)</p> <p>第 2 章 公共施設(第 6 条 - 第 12 条)</p> <p>第 3 章 公益施設(第 13 条 - 第 18 条)</p> <p>第 4 章 環境保全その他の対策(第 19 条 - 第 30 条)</p> <p>第 5 章 その他の手続(第 31 条 - 第 37 条)</p> <p>第 6 章 雑則(第 38 条・第 39 条)</p> <p>付則</p> <p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(基本原則)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業主は、開発行為を行うときは、<u>景観法(平成 16 年法律第 110 号)および彦根市景観条例(平成 7 年彦根市条例第 26 号)</u>を遵守するとともに、自然環境、生活環境および文化環境の保全および創出に努め、<u>彦根市景観計画(平成 19 年彦根市告示第 146 号)に定める建築物、工作物等の形態、色彩等に配慮しなければならない</u>。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第 3 章 公益施設</p> <p>(ごみ集積所等)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 分譲住宅地開発に係る開発行為を行う場合のごみ集積所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則(第 1 条 - 第 5 条)</p> <p>第 2 章 公共施設(第 6 条 - 第 12 条)</p> <p>第 3 章 公益施設(第 13 条 - 第 18 条)</p> <p>第 4 章 環境保全その他の対策(第 19 条 - 第 30 条)</p> <p>第 5 章 その他の手続(第 31 条 - 第 37 条)</p> <p>第 6 章 雑則(第 38 条・第 39 条)</p> <p>付則</p> <p>本則</p> <p>第 1 章 総則</p> <p>(基本原則)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業主は、開発行為を行うときは、<u>彦根市景観条例(平成 7 年彦根市条例第 26 号)</u>を遵守するとともに、自然環境、生活環境および文化環境の保全および創出に努め、<u>建築物、工作物等の形態および色彩に配慮しなければならない</u>。</p> <p>5～9 (略)</p> <p>第 3 章 公益施設</p> <p>(ごみ集積所等)</p> <p>第 18 条 (略)</p> <p>2 分譲住宅地開発に係る開発行為を行う場合のごみ集積所の設置基準は、次に掲げるとおりとする。</p>

(1)・(2) (略)

(3) 集積箱は、次のアまたはイに掲げる区分に応じ、当該アまたはイに掲げる要件を満たすものであること。

ア 建築確認を要する集積箱 _____
_____速やかに建築確認を受けた上で設置されること。

イ (略)

(4)～(7) (略)

3・4 (略)

第4章 環境保全その他の対策

(緑化推進等)

第20条 事業主は、開発行為を行うときは、彦根市緑の基本計画(平成9年3月策定)に基づき緑化の推進に努めるとともに、彦根市景観計画 _____に定める緑化率を遵守しなければならない。ただし、彦根市景観計画に規定する景観形成地域以外の景観計画区域において、開発行為を伴う建築物を建築する場合は、その敷地面積の10パーセント以上の緑化率を確保するよう努めなければならない。

2 事業主は、開発区域内に地域の特性を象徴し、四季を感じさせる樹木(成木に限る。)を植栽し、かつ、開発行為により生じた法面に張芝等を植栽し、開発区域とその周辺との景観の調和を図るよう努めなければならない。

3 事業主は、開発行為に関連して屋外広告物の表示または掲出物件の設置をしようとするときは、良好な景観を保全し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)および彦根市屋外広告物条例の規定を遵守しなければならない。

(文化財の保護)

第27条 事業主は、開発行為を行う場合において、開発区域内に

(1)・(2) (略)

(3) 集積箱は、次のアまたはイに掲げる区分に応じ、当該アまたはイに掲げる要件を満たすものであること。

ア 建築確認を要する集積箱 開発行為に関する工事の検査済証の交付後、速やかに _____設置されること。

イ (略)

(4)～(7) (略)

3・4 (略)

第4章 環境保全その他の対策

(緑化推進)

第20条 事業主は、開発行為を行うときは _____、彦根市景観計画(平成19年彦根市告示第146号)に定める緑化率を遵守しなければならない。ただし、彦根市景観計画に規定する景観形成地域以外の景観計画区域において、開発行為を伴う建築物を建築する場合は、その敷地面積の10パーセント以上の緑化率を確保するよう努めなければならない。

2 事業主は、開発区域内に地域の特性を象徴し、四季を感じさせる樹木(成木に限る。)を植栽し、かつ、開発行為により生じた法面に張芝等を植栽し、開発区域内の風致を損なわないようにしなければならない。

(文化財の保護)

第27条 事業主は、開発行為を行う場合において、開発区域内に

保存が必要と認められる文化財(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 2 条に規定する文化財をいう。)または周知の埋蔵文化財包蔵地があるときは、事前に市長と協議の上、発掘、保存等について市長に協力するとともに、発掘調査等に要する費用等を負担しなければならない。

2 (略)

保存が必要と認められる文化財(文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 2 条に規定する文化財をいう。)または周知遺跡があるときは、事前に市長と協議の上、発掘、保存等について市長に協力するとともに、発掘調査等に要する費用等を負担しなければならない。

2 (略)